

後七時、交總本部常任書記島上善五郎ヲ組合本部ニ派遣、新聞記者團ニ對シテ左記發表ヲ為サシメタリ

記

スト決行以來新聞社其ノ他トノ連絡ヲ欠キタルハ甚ク申
譯ナキモ、其ノ理由ハ警視廳當局ニ於テ、スト決行前
強刺調停ニ集出サル、ヲ憂慮シ、首腦部カ、モグリ、タ
ル結果ニシテ其ノ後警視廳ノ態度ヲ見ルニ其ノ取締並極
公平ニシテ、首腦部、憂ハ單ニ杞憂ニ過キサリシコトカ
判明シタ、夫レテ今後ハ新聞社、其ノ他トノ連絡ヲ緊密
ニシ合法的ニ堂々ト斗争スル方針ヲ以テ、其ノ連絡係ト
シテ、自分ト本部會計ノ三定トカ明日ヨリ本部ニ詰メル
コトニ決シタ、而シテ本日ハ別ニ指令ヲ出サヌカ、卅七
日午前中ニ出ル予定ヲアル今後ハ特ニ支障ナキ限り、指
令等モ發表スル、尚本日山下局長ヨリ爭議團ノ各家族ニ

對シ勅告書ヲ郵送シタ模様テアルカ首腦部ハ之ニ對抗スル
意味ヲハナクイカ明日各家族ニ宛テ聲明書ノ如キモノヲ配
布スル予定ヲアル

三スト情報第三報並第四報發行ノ件

東交首腦部書記局ニ於テハ六日午後八時頃、スト情報第三
報、今九時頃同第四報ヲ別記ノ通り作成各支部ニ發送セリ

以上